



水産用医薬品の

使用基準

を守りましょう

薬を使う
魚種

用法
用量

使用禁止
期間

使用基準に違反した場合、
「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれらの併科」
との規定により処罰の対象となります。

使用した魚は回収や廃棄の対象となり
損害は使用者の自己負担となる場合があります。

うっかりミスによる違反を防ぐために
使用記録や従業員同士の情報共有をしっかりと行いましょう。